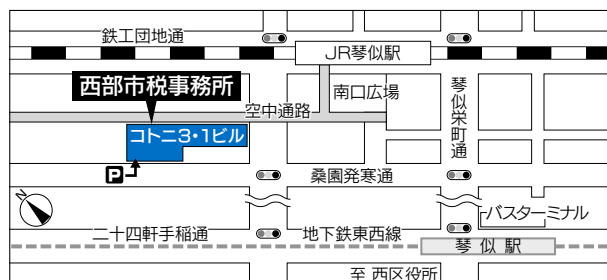
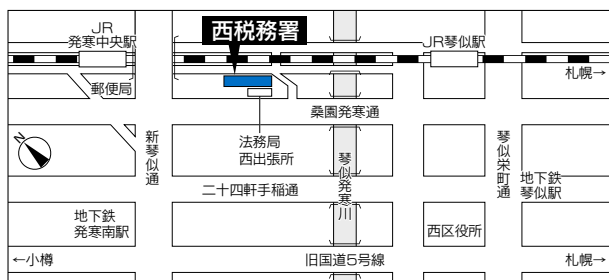


所得税、住民税の申告受付について～手続きはお早めに～

所得税と住民税の申告は、3月15日(木)までです。確定申告書は、ご自分で作成の上、郵送などによりお早めに札幌西税務署まで提出してください。申告の際には、給与所得者・年金受給者は源泉徴収票が必要です。なお、社会保険料・生命保険料・医療費などの各種控除を受ける方は証明書（領収書など）も必要となりますので、印鑑と共に忘れずにお持ちください。税務署から「確定申告のお知らせ」文書（はがきまたは封書）が届いている方はその文書もご持参ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。また「e-Tax（イータックス）」を使えば、直接電子申告ができます。詳しい手続きはホームページ【<http://www.nta.go.jp>】を参照してください。

区分	所得税の確定申告	所得税の還付申告 (給与所得者・年金受給者)	住民税の申告	
会場	札幌西税務署（下図） （西区発寒4条1丁目）	札幌広域還付申告センター 札幌市教育文化会館 （中央区北1西13丁目）	西部市税事務所(下図) （西区琴似3条1丁目 コトニ3・1ビル2階）	手稲区民センター 2階第4会議室 （手稲区前田1条11丁目）
期間および時間	2月16日(木) ～3月15日(木)	1月26日(木) ～2月29日(水)	3月1日(木) ～15日(木)	3月1日(木) ～7日(水)
	午前9時～午後5時	午前9時30分～午後4時	午前8時45分～午後5時15分	
	土・日は休みですが、 2月19日(日)、26日(日) に限り確定申告の受け付けを行います。	土・日・祝日、2月13日(月)、 27日(月)は休み。	土・日は休み。	
詳細	札幌西税務署 ☎ 666-5111 ※自動音声応答によるご案内となります。		西部市税事務所市民税課 ☎ 618-3914	



公的年金を受給されている方へ（税制改正のお知らせ）

公的年金等の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を提出する必要がなくなりました。

- ・この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得が20万円以下で所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の課税において医療費控除・生命保険料控等の所得控除を受けられる方は住民税の申告書を市税事務所に提出してください。